



昭和十四年九月二十日
昭和十四年十一月十一日、廿一日發行

臺灣總督府
臨時情報部

報部

〔第七十九號〕

令旨奉體結核豫防國民運動實施に際して

森岡總務長官
第二回地方議員の總選舉に當りて

内務局地方課
電力調整令に就て

遞信部電氣課
上海に於ける支那新聞雜誌界

地方情報・海外情報
情報部發表報知事項蒐錄
旬間日誌

十一月中旬號



★臺灣總督府
臨時情報部推薦★

日活映畫「土と兵隊」ハ今次事變初期ニ於ケル驚異ノ作戦タル杭州灣敵前上陸ヨリ新東亞建設ノ大旗ノ下ニ默々トシテ進ム皇軍ノ凛々タル勇姿ヲ如實ニ描キ皇軍一度起クバ最後ノ一兵ニ到ル迄前進シテ止マル處ナキ軍人精神ヲ鼓吹シ此等凄烈ナル戰場ノ息吹キヲ銃後國民ニ傳ヘ以テ一段ト國民精神ノ作興ヲ強調スルモノト認メ之ヲ推薦ス

旬 間 日 誌

十月三十日(月)
○教育勅語漢文記念日、教育功勞者表彰 ▼我が陸空軍の精銳部隊三次に互る洛陽空襲 ▼大寧(浦縣西北三十餘軒)占領 ▼インド國民會議議長老ガンヂー對英抗爭に出馬

十月三十一日(火)
▼支那派遣軍總司令官西尾大將南京に於て汪兆銘と會見 ▼伊太利内閣大改造 ▼「何時でも日ソ交渉開始の用意あり」次で歐洲大戰に對し「行動の自由保持」中立の維持 戦争擴大防止」とモロトフ外相對外方針を闡明

十一月一日(水) 興亞奉公日
▼司法權獨立の發祥 裁判所構成法施行五十周年に當り
聖上 大審院に行幸 優渥なる勅語を賜ふ ▼梨木宮妃伊都子殿下を日赤恩恵看護婦人會總裁に奉戴 ○本島米穀史上劃期的の臺灣米穀移出管理實施 ▼全島情報宣傳事務主任官會談 ▼舞鶴軍港復活 鎮守府設置 ▼支那民衆の熱意を信頼し 新政權の獨立自主性を尙く迄尊重せん」と興亞院會談で帝國政府の態度決定 ▼汪兆銘、

十月三十一日(火)
出雲艦に於て及川長官と會見
十一月二日(水)
▼仙桃鎮(瀋水沿岸)占領
▼菊薫る神宮例祭第二日
聖上には御親拜後 國民體育大會場に行幸遊ばさる ○大洋を我が庭として 民族の發展を期する社団法人 海軍協會臺灣本部發會式舉行 ▼酒井農相「管外移出米、外地米、外米等の國家管理勵行」に對し閣議に決意を披瀝

十一月三日(金)
○十月末現在の郵便貯金 三九、五三二、四四七圓 人員一、〇〇四、二九〇人(選信部發表) ▼我が海軍航空隊 南陽(河南省)、益陽(湖南省)爆撃 ▼伊・希新友好不可侵條約の刷印發表

十一月四日(土)
▼廣昌(江西省東部要衝)空襲 ▼鳳臺(安徽省西南部要衝)占領

十一月五日(日)
▼軍令部次長と海軍次官から及川司令長官宛 成都大空襲の偉功に祝電を發す

十一月六日(月)
○シンジャー銀行團 寶來興銀總裁以下十名來臺 ▼米穀強制買

入並に必要事項の強制報告検査實施の爲「米穀取締條例」に關する應急措置に關する農林省令」公布
▼米の最高價格(玄米一石當り三十八圓を四十三圓に改正)引上げに閣議で決定

十一月七日(火)
○臺灣貿易十月迄の累計八億四千餘萬圓、早くも昨年中の總額を凌駕し財務局發表

十一月八日(水)
▼畏くも 大元帥陛下には秀峰の下に繰り居ける、近衛師團演習を斷はせ給ふ ▼皇后陛下には靖國神社に行啓 御直拜遊ばさる

▼閣院參謀總長宮殿下には支那派遣軍御視察の爲十月二十九日より約十日間中支方面に御出張の旨大本營陸軍部發表 ▼須磨外務省情報部長 對日禁輸を以て帝國を感嘆せんとするビッドマンの洞喝的言辭に對し帝國は無關心たり得ずと外人記者團に言明 ▼廣東治安維持會呂春榮副委員長、上海に於て汪兆銘と會見

皇后陛下ヨリ賜ハリタル令旨

昭和十四年四月二十八日

國民體力ノ向上ハ國本ニ培フ所以ニシテ現下特ニ
心ヲ致スヘキ所ナリ而シテ近時結核ノ蔓延甚シク其
ノ國力ニ及ホス影響ノ大イナルニ鑒ミ誠ニ憂慮ニ堪
ヘサルナリ茲ニ内帑ヲ頒チ之レカ豫防並ニ治療ニ關
スル施設ノ一助タラシメムトス官民克ク力ヲ戮セ之
レカ目的ノ達成ニ努メムコトヲ望ム

令旨奉體結核豫防

國民運動實施に際し

島民と共に 御謄旨奉體の實を擧げ
御心に副ひ奉らん事を期す

森岡總務長官

興亞建設戰の進展に伴ひ人的資源の確保が特に重要視せらるゝ秋に當り、却つて國民體力の低下が叫ばれつゝあることは洵に遺憾の極みであつて、然かも此の國民體力低下の最大原因が結核の蔓延にあることは今更寒心に堪へざる所であります。
畏くも 皇后陛下に於かせられては去る四月二十八日内閣總理大臣を召させられ、結核の豫防並に治療に關し優渥なる 令旨を賜はり且多額の御内帑金御下賜の御沙汰を拜しましたことは國民の齊しく恐懼

感激に堪へない所であります。

惟ふに近代の戦争は所謂總国力戦であつて常に兵力を動員するばかりでなく全國力を動員して其の最高の機能を發揮するに努めなければならないのであります。而して国力とは單に物質力のみでなく國民の精神力、活動力をも包含するものであることは勿論でありまして、人的資源の育成と物的資源の開発こそは實に国力増進の根幹を爲すものであるが、更に物的資源の開発も結局は之を國民の活動力に俟たざるを得ないことに思を致す時、人的資源の充實こそは國運の隆昌、国力伸張の根源であると謂はねばなりません。

されば國家が國民の健康を増進し體力の向上を圖るため最大の努力を拂ふべきは言を俟たない所で、現今列國は相競つて國民體位の向上に重大なる關心を持ち各々其の國情に應じ、各種の施設經營に全幅の努力を傾注しつゝあるのも寔に尤の次第であると思ふのであります。

支那事變勃發以來既に二年有餘、今や我國は國家の總力を擧げて一路新東亞建設の大業達成に邁進しつゝあるのであります。此の秋に際り国力の原動力である國民體力の向上を圖ることは眞に喫緊の要務なりと信するのであります。

顧つて我が國民の保健状態を観るに死亡率、罹病狀況、平均壽命等何れも他の文明國のそれに比し遙に劣悪で、其の原因が我が國に於ける結核の蔓延にあることは多言を要せざる所であつて、結核は冷く國民の間に浸潤蔓延し國民病とさへ稱せられ、本病に因る國民の死亡者は年々十五萬人を算し患者數に至つては實に百五十萬人と推定せられ、尙これを本島に就て見ると年々の死亡者八千數百人に及び患者

數は約十萬人に達するものと推算せられる所であつて、本病の蔓延は實に國民保健の深憂事たるのみならず文化、産業、國防等に及ぼす影響亦極めて甚大なるものがあるのであります。従つて結核の豫防撲滅こそは實に國民保健の向上を計る唯一の道程であり、国力伸長の根底を爲すものであると信する次第であります。

長くも 皇后陛下に於かせられましては深く此の現状に御憂慮あらせられ有難き 令旨を下し賜はるに至りましたこと、拜察せられるのであります。本事業關係者は勿論全國民は廣大無邊なる御仁慈に副ひ奉るため一致團結益々結核の豫防並に治療に努め以て御心の萬分の一に酬ひ奉らねばならぬと存する次第であります。

今般政府に於きましては 皇后陛下令旨の趣旨を廣く國民に傳達すると共に結核豫防に關する一大國民運動を展開し、結核豫防に關する國民的關心を喚起し、豫防知識の普及を圖り、結核撲滅の實を擧げ以て 御懿旨に副ひ奉るため十一月十四日を期し 令旨奉體結核豫防國民運動を開始することとなつた次第であります。島民各位は本運動が従來實施せられたる週間運動又は何々デーと其の趣を異にする所以を深く認識せられ本國民運動開始を契期として島民協力一致結核豫防撲滅の恒久的實踐を圖り以て御懿旨奉體の實を擧げられん事を切望する次第であります。

第二回地方議員の總選舉に當りて

六

内務局地方課

昭和十年本島の地方制度に大改正が行はれましてから既に四箇年の歳月が経過いたし、来る十一月二十二日には、臺東、花蓮港兩廳下の新設の十七庄を除く全島九市、四十六街、二百八庄の市會議員、街庄協議會員の第二回總選舉が一齊に行はれることになりました。時恰も國運を晴しての聖戦下にあつて第一線に於ける忠勇義烈なる皇軍將兵の奮闘を思ふ秋、銃後國民として今回の總選舉は誠に意義深いものがあるのであります。

申す迄もなく市街庄は國家行政組織の重要な一細胞を形づくるものでありまして、國家の基礎を爲すものであります。従ひまして市街庄の發展は國家の進展に寄與することとなり、市街庄の健全なりや否やは延

びて國家の將來を卜するものであります。堅實にして明朗なる市街庄の建設はとりも直さず堅實明朗なる本島の建設となり、又以て國家の進展となるのであります。而して明朗堅實なる市街庄の建設には市街庄の行政に參劃すべき市會議員、街庄協議會員に優秀なる有爲の人物を得るや否やと云ふことが重大な關係を持つてゐるのであります。選舉とはこの重大なる任務を有する市會議員又は街庄協議會員を選び出す手段に外ならぬのであります。従つて選舉權の行使が如何に吾々の生活に密接なる關係を有するものであり、延びては本島の發展、大にしては國家の伸張に重大なる影響を齎すものであるかとお解りかと存じます。「小さな一票大きな使命」と云ふ標語がありますが、一寸考へる

と大した價值がないと思はれる皆様の一票、一票も今申した様な大きな使命を持つたものでありまして、一票の選舉權の行使が非常に重大なる結果として現はれるのであります。

選舉に當りましては深く思ひを茲に到され、何人も惑はさるゝことなく、自己の信念に依り最も適任と信する有爲の人物に逆する愛郷心に基いて投票せねばなりません。全島三十三萬の有権者各位が已に與へられた選舉權の重大意義を自覺し、舉つて其の尊き一票を市街庄の公事を託するに足るだけの人物、言ひ換へれば人格高く、學識、名望兼ね備はり、公共奉仕の精神に富み、赤誠以て公に殉ずるの士に投ぜらるゝならば、公正なる民意は直ちに市街庄の行政に反影し、市街庄住民の公共福祉の増進は期して俟つべきであると信じて疑はないのであります。

選舉の制度は已より出でて已に歸する制度でありまして、正しい選舉に因つて立派な議員が選ばれ、之等有能の議員の參與協力に依りまして、克く公共の福祉

は増進し、明朗なる市街庄が建設せらるゝのであります。自分の投じた清き、正しき一票は、幸福の姿となつて自分の身に歸つて來るのであります。若しもそれが不正の一票でありましたならば、必ず災ひの姿となつて自分に戻つて來るのであります。善因善果、惡因惡果は到底免れ得ないものであります。自分の手に依つて投ぜられた一票の善果も惡果も欲すると欲せざるとに拘はらず、悉く自分の身に歸するものであります。選舉に於きましては、各有権者が眞にこの人ならばと確信する人を選挙すべきでありまして、この候補者選擇の自由こそ、選舉の生命でありその真隨であつて、選舉制度の本義も茲に存するのであります。若しも情實に因はれ、親戚知友などの私情に依つて良心を曲げ、或ひは利欲に誘はれ、壓迫を受けて魂を賣るやうな事がありましたならば、其の結果は眞に憂ふべきでありまして、到底明朗なる市街庄の實現は期し難いのであります。

既に總選舉の告示も終り、立候補の届出も續々と行

七

はれ、愈々選挙運動も白熱化して参りましたが、競争が激甚であればある程、諸種の情實や誘惑などが入込んでくるのでありまして、有権者各位が克く選挙制度の本義に則り眞に公明適正に秋毫の私心を挿む事なく専ら市街庄の發展と公共の福利とを念とし赤心の一票を投じて御奉公を致すべきであります。飽迄も標語の示す如く「義理は禁物、人物本位」でなければなりません。斯くして初めて有爲なる適任者が選良となり市街庄行政の伸展も、皆様の多幸なる將來も期待し得らるゝのであつて、この正しき一票の行使こそ銑後を護る國民としての手近な御奉公となるのであります。

選挙権の行使は吾々が間接に市街庄の行政に參與する貴重なる権利であると同時に公の義務であります。若しも此の公の義務を怠り、棄権するものが澤山有つたと假定しましたならば少數の有権者によつて選出された處の市會議員なり街庄協議會員なりは多數市街庄住民の優秀なりと認むる適任者でないかも知れません。従つて斯くして選出された、市會議員、街庄協

議會員の市街庄行政に對する參與は必ずしも市街庄住民にとつて最も多幸なるものとは考へられないのであります。有権者全員洩れなく公正適切な投票を行つて擇ばれた人物こそ、最も市街庄の伸展に寄與し市街庄住民に幸福を齎すものと云ひ得るのであります。多數有権者の中には自分一人位棄権した處で大勢に影響はない位の簡単な考慮ひから棄権するものが有るかも知れませんがさう云ふ人が積り積つた結果は誠に憂ふべきでありまして、有権者として嚴に戒むべき事でありまして。聖戦下物心凡ゆる方面に互り總動員運動の叫ばるゝ今日、三十三萬有権者各位は深く時局を認識し自分に與へられたこの尊い選挙権の行使を怠るが如き事なき様切望する次第であります。幸にして昭和十年の第一回の総選挙に於きましては、全島の投票率九割五分九厘と云ふ内外地を通じて他に類例ない驚異的好成績を収めました事は全く有権者各位が自己の責務に對する自覺の結果に他ならぬもので同慶至極に存する處であります。今回の総選挙はこの好成绩に引繼ぐ選

挙であつて前回同様の良い投票率を擧げ得るや否やは

廣く世間の注視する處でありまして、萬一今回の選挙に於て著しく投票率が低下する様な事がありましたならば折角の輝しき脚光を浴びて登場しました本島の地方選挙史に一大汚點を残す事となるのであります。全島の有権者各位に於かれましては此の光輝ある本島地方選挙史に更に錦上華を添へる様舉つて投票せられ選挙を通じて銑後總親和の實を如實に示されん事を切望して止まない次第であります。棄権防止と共に有権者各位に特に御留意願ひたいことは無効投票の防止であります。貴重な一票を行使する以上、これが無効投票となる様では折角の投票も意味がなくなります。第一回の総選挙に於きましては、全島で總投票の一分一厘に相當する二千三百三十二票の無効投票がありました。この数字は投票率の好成绩なのに比較し、決して誇るべき成績ではないのであります。今回の総選挙に於きましては投票率に於て前回同様に好成绩を収むると同時に更に進んで無効投票絶滅に向つて一段の努力

を必要と認むるのであります。

然らば如何にすれば無効投票とならないか、その注意すべき點を申しあげますと、先づ

第一に必ず成規の用紙を用ひて投票することであり、成規の用紙とは選挙當日、選挙會場で交付される所の市街庄の印を押してある投票用紙の事でありまして、此の用紙以外の用紙、例へば入場券とか到着番號札とか或ひは候補者の配付した名刺などに記載して投函したものは總て無効となるのであります。

第二には一票に必ず一人を記載すべきことであり、本島に於ける地方議員の選挙は單記制度ありますから、被選挙人氏名は一人に限定され、二人以上書いた投票がありましたならば、それは無効となるのであります。

第三には選挙せらるべき資格を有する者を選挙すべきでありまして選挙せらるべき資格の無い者に投票し、まして、それが無効となるのは當然であります。

只被選舉權の有無は選舉當日を基礎として定むべきものでありますから、選舉人名簿に登録せられてない人でも被選舉資格のある者もあるし之と反對に名簿に登録せられて居ても資格を喪失して居る人もないではありません。

第四には被選舉人の氏名の外他事を記入しないことであります。他事記入とは被選舉人の氏名の外に選舉人の氏名を書いたり、印章を押捺したり又は「。」「と」「。」「と」かその他符號とか、無記名投票の趣旨に反するような事を記入したもので、之等は何れも無効となりますから投票の記載に際しては充分注意する必要があります。但し被選舉人の爵位とか、職業、身分、住所又は敬稱の類を記入したものは有効であります。例へば同一市街庄に鄭成功と云ふ人が二人ある場合に「大正町一番地鄭成功」と書いたり「信用組合理事鄭成功」と書くことは何等差支ありません。寧ろ同姓同名の人がある場合には被選舉人の何人であるかを判つきりせしむる必要上住所なり、職

業なりを書いた方が良いでしょう。

第五には被選舉人の氏名は必ず選舉人自ら書く事が必要であります。自分で被選舉人の氏名を書くことの出来ない人は投票することは出来ないものであります。尤も街庄に於きましては代書制度が認められて居ますから此の代書制を採用する街庄では別問題であります。選舉人が自ら書くべきものでありますから投票用紙の下に字型を置いて上から鉛筆等で塗つて描出した投票の如きは無効であります。

第六には被選舉人が何人であるかを判つきりと認識し得る様に書くことであります。不完全な文字、又は筆蹟不鮮明な爲何人に投票したのか確認されないもの、或ひは同姓若し同名の候補者がある時、單に姓又は名のみを記載した投票は無効となります。最後に御注意を願ひたいことは、今回も恐らく前回同様投票當日に官選議員の任命がある筈ですが、之等の官選議員に投票しましても皆無効となりますから、官選議員に對しては投票せぬ様注意する必要があります。

あります。

以上申し述べました諸點は投票記載に際し注意すべき事項であります。萬一投票記載中に書き損じたり、或ひは以上申しました諸點に違反し無効投票となる虞のある場合には書き損じた投票用紙と引換へに新しい投票用紙が貰へるのでから改めて書き直して投票せられ度いのであります。無効投票の中最も戒しむべきは悪意の徒ら書とか白紙の儘の投票であります。未だ本島には悪意の投票と認めらるゝが如きものは見受けられないのであります。若し萬一悪意の投票を爲す者がありとしますれば、それは住民としての責務に違背するものであり、君國に不忠なる投票でありまして選舉制度を冒瀆するものと云はねばなりません。

愈々第二回總選舉も此處數日を餘すのみとなり、選

舉も白熱化して來たのであります。何卒有権者各位は假令情實、誘惑ありとするも敢然として之を退け、俯仰天地に恥ぢざる心境に於て正しき一票を投ぜられんことを切望致します。之こそ市街庄住民としての責務であり、總ては君國に忠誠を致す所以なりと信ずるのであります。總動員態勢下に於て選舉の本義を辨せず、戦線の勇士の勞苦を忘却して、今回の總選舉に冷淡無關心、棄権して顧みない者がありとしますれば、これ市街庄住民としての公の義務に背く者であり、君國に忠ならざる者であります。全島三十餘萬の有権者諸君！願くは選舉當日には相携へて此の重大使命を果され、銃後國民として總親和の實を示されんことを切望して已まない次第であります。

電力調整令に就て

逓信部 電氣課

一、電力調整令制定の趣旨

近代戦は單なる武力戦ではなく國家總力戦である事は今や一般の常識化してゐる所である支那事變が勃發してから早や三年、新東亞建設の聖戰遂行に一意邁進中の吾國に於ても急速に國家總動員體制の整備強化を圖り必要なる重要物資を確保し以て國家總力の發揮に努むべきは論を俟たぬ所である。殊に生産力擴充其の他近代戦と不可分の關係にある動力資源たる電力の國家總

動員目的完遂上演する役割は眞に重且つ大であつて其の目的達成の爲に必要なる電力の供給を確保すると否とは今次聖戰の成否にも關する重大問題であると云ふも過言ではないのである。即ち時局の進展に伴ひ電力需用は將來愈々増加の趨勢に在り、之に對應し發電所、送電線等建設を爲し電力供給力の絶對的相對的增加を企圖し需用の増大に備ふるは勿論であるが一方、電源擴充其の他電力供給に必要な鐵、銅、石炭等の資材は戰時に於ては眞に

貴重なる物資なるを以て電力生産の爲にのみ充分之を使用する事は出来ないのである。依て其の間の不均衡の調和を圖る爲國民一般の自衛心に訴へ電力の消費節約を徹底せしめると共に國家の強權に基き電力の需給調整を爲し不急不要の用途に供せらるゝ電力の消費を規正し以て國家總動員目的の爲に必要な方面に充分之を供給し得るやうしなければならぬ。此の點が今回制定せられたる電力調整令の根本精神である。而して既存電氣事業法關係法令は電力需給關係調整の爲に充分活用されてをるが、之等法令は主として發送電部門に對する統制規定であつて電力の消費規正に關する規定を缺き配電關係の調整を徹底せしむるには尙不充分なるを免れない。従つて其の足らざる

を補ふ爲今回國家總動員法第八條の規定に基き電力調整令を制定し、電力の生産、配給又は消費に關し必要な諸命令を爲し國家總動員目的遂行を完からしめんとしたものである。

二、電力調整令の内容

本島に於ては電力調整令は十月二十七日より施行せられたが本令の内容を大別すれば

- 一、電力の供給又は消費規正に關する命令
- 二、電力の非常擴充に關する命令
- 三、電力需給調整に伴ふ利害の調整に關する規定

一、電力の供給又は消費規正に關する命令

物ヲ施設シタル者又ハ樺太ニ於テ電壓十ボルト以上ノ自家用電氣工作物ヲ施設シタル者ヲ謂フ
第三條 逓信大臣ハ電力ノ消費者ニ對シ一般的地域、期間、用途又ハ其ノ他ノ事項ヲ指定シテ電力ノ消費ヲ制限若ハ禁止シ又ハ其ノ制限若ハ禁止ノ爲必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得
電氣供給事業者ハ前項ノ規定ニ依リ制限若ハ禁止又ハ命令アリタル場合ニ於テハ電力ノ供給ニ關シ適當ナル措置ヲ講ジ當該事項ノ實施ヲ圓滑ナラシムルコトヲ旨トスベシ
第四條 逓信大臣ハ電氣供給事業者ニ對シ當該供給事業ニ關シ電力ノ供給若ハ受入ヲ命ジ又ハ電力ノ供給ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得
逓信大臣ハ電氣供給事業者ニ對シ前項ノ規定ニ依リ命令、制限又ハ禁止ノ爲當該供給事業ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得
第五條 逓信大臣ハ發電設備ヲ有スル電氣鐵道事業者若ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ當該設備ニ依リ電力ノ生産若ハ逓信大

電力調整令(勅令)

昭和十四年十月十六日
公布勅令第七百八號

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基キ電力ノ生産、配給又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ
第二條 本令ニ於テ電氣事業者トハ電氣事業法第一條若ハ朝鮮電氣事業令第一條ニ掲グル事業者ヲ營ム者、又ハ樺太ニ於テ一般ノ需要ニ應ジ電氣ヲ供給スル事業者ヲ營ム者、電氣供給事業者トハ電氣事業法第一條第一號第三號若ハ朝鮮電氣事業令第一條第一號第三號ニ掲グル事業者ヲ營ム者又ハ樺太ニ於テ一般ノ需要ニ應ジ電氣ヲ供給スル事業者ヲ營ム者電氣鐵道事業者トハ電氣事業法第一條第二號又ハ朝鮮電氣事業令第一條第二號ニ掲グル事業者ヲ營ム者、自家用電氣工作物施設者トハ電氣事業法第三十條第一項若ハ朝鮮電氣事業令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シル命令ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シ若ハ認可ヲ受ケテ強電流電氣工作

電力の供給又は消費規正に關しては電力の消費者側に對する命令と電氣供給事業者側に對する命令とに分れてゐる。

消費者に對する消費規正は電力の需給狀況に則し不急不要の程度に應じ公平になさる可きであるから臺灣總督は一般的に地域、期間、用途等を指定して之を爲し特定人に對し特別の消費制限を命令するが如き事はない。

之等消費の制限乃至禁止はいづれ臺灣總督の告示を以て命令される事になつてゐる。尙本勅令の施行規則に於て五百キロワット以上の電力を新に受電し又は受電々力を増加して消費を爲さんとする者は全部臺灣總督又は交通局總長の認可を受くべきことになつてゐる。

電氣事業者即ち供給者側に對する調整としては總動員目的所要電力の供給を強制し、或は電力の相互融通の爲事業者相互間に供給受電を命じ、又消費の制限禁止と呼應し不急不要の需用に對する供給の制限又は禁止を爲し得る事になつてゐる。

二、電力の非常擴充に關する命令

電氣供給事業者の方に供給電力の不足を生じてゐるにも拘らず自家用電氣工作物施設者に尙發電餘力が存する場合には其の發電設備の全能力を發揮せしめることに因り其の受電々力を減少せしめ又は電氣供給事業者に供給すべき旨の命令を下す様な事態が生ずる。元來自家用電氣工作物施設者は他の者に供給を爲す目的で電力生産を爲して

ゐるのではないが總動員目的のために電源の綜合的活用を企圖し電力不足に處する應急非常方策として之等の者をも電力動員に協力せしめるのである。

更に非常擴充第二の措置として電氣事業者又は自家用電氣工作物施設者をして其の所有に屬する電氣機械、器具等を最も有効に活用し其の最大効率を發揮せしめて電力供給の圓滑を圖り併せて資材の節約に資することは最も重要なことであるから臺灣總督は發電機、變壓器の如き電氣機械器具其他の装置を一層有効に運轉利用せしめる爲他の適當なる者に貸貸し或は遊休機械器具其他用品を他に讓渡する等の措置を命じ得ることとなつてゐる。

三、電力需給調整に伴ふ利害の調整

電氣事業者相互間又は自家用電氣工作物施設者になされる電氣供給命令に因り又は電氣機械器具其他用品の貸借或は讓渡命令に因り通常生ずべき損害は國に於て之を補償することになつてゐる。尙右各種命令を實行する爲に工事を伴ふ事がある。如斯場合當該工事費用は供給受電兩者間に於て公平に分擔せしめる必要があるので此の場合には當事者間に工事費用分擔に付協議を命じ協議調はぬときは臺灣總督が之を裁定することになつてゐる。

更に電力の消費を制限したり電力の供給を強制する場合其の電氣料金に付ても料率其他の變更を爲す必要が生

第六條 第四條第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲ス場合ニ於テ選任大臣必要アリト認ムルコトハ選任大臣ハ選任ノ爲メ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第七條 選任大臣必要アリト認ムルコトハ選任大臣ハ選任ノ爲メ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第八條 選任大臣ハ選任ノ爲メ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第九條 選任大臣ハ選任ノ爲メ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十條 選任大臣ハ選任ノ爲メ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令アリタル場合ニ於テハ貸賃料、讓渡價格其ノ他ノ事項ニ關シ當事者間ニ於テ協議スベシトシ、協議ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ選任大臣ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第九條 選任大臣ハ選任ノ爲メ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十條 選任大臣ハ選任ノ爲メ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

じて来る。此の場合當事者間に於て適正なる料金其の他供給條件を決定することが困難なるときは臺灣總督が其の決定を爲す様になつてゐる。

以上が電力調整令の主旨であるが之が所期の目的達成には國民の理解と協力を要する次第であるから時局と電力の關係を充分認識し國家總力戰遂行に違算なからしむる様協力を願ふ次第である。

第十六條 第十三條及第十四條ノ規定ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十三年四月一法律第五十五號國家總動員法抄録

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出入ノ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第十二條 選信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ選信局長又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ委任スルコトヲ得

第十五條 本令中選信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官トシ選信局長又ハ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府選信局長又ハ道知事、樺太ニ在リテハ樺太廳總督府交通局長又ハ州知事若ハ廳長トス

地方情報

臺灣特殊產業會社操業開始

〔高雄州臨時情報部〕 曩頃發會式を舉行した臺灣特殊產業會社では其の後鋭意機械の据付設備に努めて居たが、此の程粉砕機其他一部の据付を了した、尙粉砕機も試運轉の結果は頗る良好で本月一日より操業を開始してゐる。本會社は主として廈門産の陶土を原料として耐火煉瓦の製造に當るものである。

高雄州下水害豫防組合の設立

昭和二年以降十二箇年の日子と金一千百七十七萬七千餘圓の巨費を投じて出来上がった下淡水溪治水堤防に依つて享くる關係地方民の利益は實に莫大なるものである。折角出来た堤防も決して絶對的のものではなく其の儘放つて置く時は風雨に晒され強烈なる洪水の襲撃を受け次第に磨滅破損し遂には缺潰流失の危に遭ふことは明な理で萬一堤防が缺潰流失した時は怒濤の如く浸入する洪水に依る被害は治水工事施行前に數倍するるので常に完全なる維持保全に心掛かねばならないのである。今回設立を見又は近く設立せられんとする水害豫防組合は即ち右の理由目的に依つて計畫せられたものである。従つ

て其の組合區域は破堤の際水害を蒙むる區域の範圍であり組合員は其の區域内の土地建物の所有者其他製糖業者、私設鐵道、私設軌道所有者等の特殊受益者である。

現在設立認可になつたものは屏東平野を一九とした屏東平野水害豫防組合、屏東郡高樹庄一圓を區域とする高樹水害豫防組合、夫れに鳳山郡下大寮、林邊兩堤防の受益地を區域とする鳳山水害豫防組合とである。

龜山、土庫兩堤防の受益地を區域とする旗山水害豫防組合は目下設立認可申請中にして近く設立を見る運びとなつて居る。

以上の四組合で下淡水溪兩岸に蜿蜒と横はる七萬三千米餘の堤防を保護し災害を未然に防がんとするもの

上海に於ける支那新聞雑誌界

二〇

支那の出版事業を述べるに當り我々は先づ四百萬の人口を有する大上海市を忘れることは出来ない。上海は國際交通上に於ける優越なる地位を占めて居るのみならず、全國各地の集散地であるから、全國最大出版機關は皆こゝに設けられ、又最も優秀な文化人もこゝに集中して居るので、上海の出版事業は遂に全支の牛耳を握つて居るのである。併し文化をリードして、文化食糧を供給する中心となつて居る上海は、今度の事變によつて如何なる影響を受けたであろうか、多數の文化人は輿地へ逃じし、各出版機關も砲火の洗禮を受けた外、多數は移轉若しくは倒閉し、或は又僅に残局を支持する運命に陥つて居たのである。

一部の文化人は上海出版界のこの慘狀を自撃して往時の繁榮を回復し以て上海文化の生命を繼續せんとす

るため、名ばかりの抗日新聞と四馬路文化街に點綴する若干の雑誌を發行し、そして又この現象は今後も尙ほ續くであろうが、併し抗日新聞の没落と雑誌の支持困難と云ふ時期は間もなく到來するであろう。けれども我々はこゝに上海の一般雑誌について検討して見ること、しよう。其の理由はこの雑誌の裏面には出版界の現状を諒解するに足る材料が存在するのみならず、上海民衆の心理的動向をも含んで居るからである。但し文化方面に重點をおくため、一般の低級趣味の雑誌及び秘密にして大衆に餘り知られて居ない刊行物は一概に之を排斥して居る。我々は、目前の上海文化雑誌のみについて検討することとする。今夫れ等の數量について論ずれば、尙ほ存在して居るのは大約次の二十數種である。即ち文字の本質によつて分けると、華文

には

學與生、魯迅風、文獻、時代生活、文心、立信會計、科學、園地、實用科學、西風、西風副刊、劇場藝術、公論叢書(月に二集を出す)以上月刊
文藝、紅茶、衆生、青年大衆、雜誌、上海婦女以上半月刊

華美、譯報……週刊、中國青年、自學……旬刊等の二十二種があり、中英文には英文自修大學、競文英人雜誌、實用英文、每日英語……半月刊、英文知識……旬刊等の五種があり、英文には

中國評論週報(The China Critic.)
密勒氏評論週報(The Weekly Review)
の二種がある。

我々は前述の様な雑誌から其の中に含まれて居る明かな傾向を見ることが出来るのである。即ち質量で云へば一般青年の知識缺乏で、支那の半知識階級及び中學程度の青年學生は多數普通一般の知識に缺けて居り

平時に主義を論談してもその主義に對する諒解なく、又如何なるスローガンを叫んでも僅かに感情の衝動に驅られるのみで、そのスローガンの内在的意義と特性について考へて居ない。それで彼等は只其の部分又は其の組織に利用される細胞に過ぎなかつた。併し乍らこの現象は戦後に於て轉變したのである。

前述の雑誌の中自學自習の雑誌が多數ある、即ち自學旬刊、學與生、實用科學の三種の如き、夫れから英文自修の雑誌が却つて五種もある。尙五洲書報社の發行する譯報週刊も販路が廣く何れも文化界先覺者の轉變を示すものでなく、一般知識的缺乏の要求であり、青年學生の良好なる傾向を表示するものである。

次に一般の抗日傾向を見ると、上海は英佛租界の庇護があるため、國際上に於ける各政黨の活動の場所となつて居るので、黨軍撤退後の一般抗日分子も其の一貫した政策に基いて技術を施しつゝあり、多數の抗日文化人は却つて國民黨政府から僅の補助をもらつて西洋人の看板の下でもがいてゐる。此の外に左傾的色彩

を濃厚に帯びて居る共産黨の代表刊行物がある。例へば華美週刊の如きは華美報ミルの名の下で刊行し、又譯報週刊と文獻は譯報と導報の二つの新聞紙の看板の下で發行を續けて居り、民衆は中國に歸化した英人を擔ぎ出し、又CC的中國青年は英人ヒルスの名前を標榜して共産黨の看板にしてゐる。斯くの如き時形的變化は「無報不詳」と云ふ主題の下に生れたので、西洋人の庇護の下にすることであつて、我々は其の錯誤を問はず、唯一般共産黨の過激な言論を代表する刊行物に對し、一體上海の讀者大衆はどれだけの興味を感じて居るであらうかを知りたいのである。この答案としては、先づ其の發行部数と讀者の態度を見ることが最も妥當であらう。上海の本屋の報告によれば、現在最も多く賣れる雑誌は抗日の雑誌ではなく却つて西風及西風副刊であつて、反對に抗日雑誌は讀者に厭きられて次第に振はなくなつて居る。これは鐵の教訓である。抗日雑誌は感情の衝動に驅られたので、現實の群集を忽にした盲目的なものであり、又「最後の勝利」と

國共兩黨の團結を叫ぶ不合理な話である。彼等は最後までがくのであらうが、併し民衆はもう彼等の片面的な詞に乗らないやうになつて來た。夫れは抗日雑誌は事實に立脚しない空虚な内容しか持つて居ないからである。

其他各方面に關する雑誌を通過するに一般専門性のある學術的雑誌はなく、經濟性を含んだ、文心だけは經濟を主題とする通俗化された雑誌であるが、併し之も失敗し、立信會計月刊は其の機關雑誌で劇場藝術と云ふ演劇に關する雑誌もあるが、之以外は無味無聊なものばかりである。婦女界では上海婦女が發行され抗戰を宣傳して居たが、其の影が次第に薄らいで來て居る。上海文藝界に於ては「左」を先とする雑誌で、魯迅風は馮夢雲主編に係るものであまり巧妙なものではなく、文藝は切り集めた文集に過ぎない。紅茶は其の技巧上初級中學生の讀物とするだけで正式な文藝雑誌とは云へない。斯様に専門性の理論雑誌の缺乏は、即ち上海文化市場の本質的貧乏を物語つて餘りあるものが

ある。一般の研究心なく只感情に走つて騒ぐものは「掛羊頭賣狗肉」と云ふ空論謬説に過ぎない。我々は更に文化雑誌の底層を見ようか、夫れは唯、空虚、貧乏、偽造の暗黒面であるに過ぎないのである。一部分の濃厚な色彩を帯びた黨派集團的擴張器たる雑誌を除く外は多數は既に經濟的に苦しみ投稿者に對して稿費も出せず、僅かに陳腐な材料で敷衍するなど出版界の不景氣は絶頂に達したのである。各出版人は目下この救済方法を講じて居るもの、併し満足な答案は得られない。

前述の文化雑誌に對する解剖は皆に上海孤島上に於ける文化的傾向を了解し得るのみならず、同時に目下

上海の四百萬人民の心理轉變の情勢を窺知することが出来るのである。上海の民衆はもう再び騙かし、又は利用し得べき民衆ではない。彼等は國民黨より受けた苦痛と英佛蘇から與へられた蹂躪に息詰つて居る。文化人は是等の事情を理解せずして永遠に上海文化をして戦後に於ける衰落の段階に停滯せしめ、もう復興の望なく、而も上海文化をして益々民衆から離脱させてゐる。文化は時代の産物であり、出版は文化の靈魂である。文化雑誌は出版部門の先鋒であると云はれる。今後上海に於ける雑誌界は如何にして昔の光榮に追従し、文化的使命を完成し得べきか、これ一つの重要な問題と云ふ事が出来る。

★ 報知事項蒐録

毎日午前十一時二十分
臺北放送局より放送

臺灣總督府臨時情報部發表

- 十一月一日より鎮守府を設置することとなり。
- (一) 艦隊報道部發表に依れば、連日福建省南部海岸一帯の敵艦隊を攻撃せし海軍航空部隊は、二十九日更に馬角、黃岡及び石碼等で軍需品倉庫、棧橋、軍用舟艇群を爆撃し、多大の損害を與へたり。
- (二) 艦隊報道部發表に依れば、連日福建省南部海岸一帯の敵艦隊を攻撃せし海軍航空部隊は、二十九日更に馬角、黃岡及び石碼等で軍需品倉庫、棧橋、軍用舟艇群を爆撃し、多大の損害を與へたり。
- (三) 政治運動の第一線より引退したるインド國民運動元老ガンヂーは、歐洲大戰勃發に伴ひ、印度、英本國間の關係悪化に鑑み、再度政界乗出しを決意し果敢なる對英抗爭を開始することとなり。
- 十一月二日
- (一) 十月三十一日西尾支那派遣總司令官と重要會見を爲せし汪兆銘氏は更に昨日午前十一時半艦隊出張を訪れ支那方面艦隊司令官及川中將を正式に訪
- 十一月一日
- (一) 海軍省に於ては軍備充實に伴ひ、艦隊部隊の増加を來し軍港施設の狹隘を痛感するに至りたるを以て、大正十二年廢止せられたる舞鶴軍港を復活し、海峽の要衝陝州、三十日悪天候を冒して陝西省南端の敵重要據點南鄭、隴海線襄陽、寶雞並に甘肅の敵重要據點平涼を空襲、又海軍航空部隊は、二十八日前日に引續き浙江福建省海岸地帯の敵據點の攻撃に従事、何れも甚大なる損害を與へたり。
- (二) 「現金、自國船主義によつて、軍需品は自由に輸出出来る」といふ條項を含む米國の新立法に對し重慶側では、優越せる海軍力を有する日本にとり有利なるも、支那としては歡迎出来ないと頗る不満の意を洩せり。
- 十一月一日
- (一) 海軍省に於ては軍備充實に伴ひ、艦隊部隊の増加を來し軍港施設の狹隘を痛感するに至りたるを以て、大正十二年廢止せられたる舞鶴軍港を復活し、海峽の要衝陝州、三十日悪天候を冒して陝西省南端の敵重要據點南鄭、隴海線襄陽、寶雞並に甘肅の敵重要據點平涼を空襲、又海軍航空部隊は、二十八日前日に引續き浙江福建省海岸地帯の敵據點の攻撃に従事、何れも甚大なる損害を與へたり。
- (二) 「現金、自國船主義によつて、軍需品は自由に輸出出来る」といふ條項を含む米國の新立法に對し重慶側では、優越せる海軍力を有する日本にとり有利なるも、支那としては歡迎出来ないと頗る不満の意を洩せり。

十月三十日

- (一) 廿七日クレギー駐日英大使は、外務省に谷次官を訪問、英國政府の意向に基づき、日英會談を再開する用意ある旨を通告せるが、一方野村外相は、今週末頃グルー米大使を招致して、日米國交調整に關する折衝を開始するものと豫想されり。この報道に對し、米國の識者も、この必要を強調するもの多く、又英國の政界及び財界は非常なる好感をもつて之を迎へり。
- (二) 艦隊報道部の發表に依れば二十八日安徽省中央部の要衝、合肥に於ける敵第三百十八師主力所在位置、二十七日福建省東部の寧徳を夫々爆撃し、多大の損害を與へたり。
- 十月三十一日
- 我が陸軍軍精銳部隊は、廿九日西甯

開し、初の公式會見を行ひたり長官を始め各幕僚と力強い會談を爲したる後一同和やかなる歡談に打興じて新東亞建設の爲有意義なる會見を爲したり。

- (二) 去る九月初旬以來我が方の數次の討伐にも拘らず涼山、定安兩縣下の南渡江沿岸に蟠踞する馮白駒の獨立總隊及女頭劉秋菊の指揮する共匪等の殘敵は最近頗る活潑なる蠢動を展開しつゝあるを以て我軍は二十九日より斷乎大討伐の火蓋を切り連日各部隊の奮闘に依り多大の戦果を收め殘敵を潰走沈黙せしめたり。
- (三) ソ聯外相は三十一日の最高會議に於ける外交演説中に對日關係に言及しソ聯は日ソ關係改善の交渉を行ふ用意がある旨言明し歐米各國に重大なる反響を與へたり。

十一月四日

- (一) 農林省は最近米の地方的偏在、各消費府縣の産地買付せりあひ、關取引等の諸傾向を是正し、米價の適正化を期する爲之が根本的對策樹立に腐心し居

りし處、愈々近々管外移出米、外地米、外米等の國家管理を斷行することとなりたり。

- (二) 艦隊報道部發表 去る三十一日未明漢川より進撃を開始せる海軍遼江部隊は、陸軍地上部隊と緊密なる連繫の下に、分水咀、脈旺鎮を遂次攻略し、十一月一日瀋水沿岸の敵重要據點たる仙桃鎮に突入、市内を掃蕩し午前九時三十分、完全に之を占領せり。
- (三) 我が南支派遣軍は、十月中に於て深州方面に策動せし敵に對する反抗作戰及中山縣作戰を敢行せし外、花縣江門方面に於て一部の敵を掃蕩し、敵に與へたる損害は確認せし遺棄死體二千三百三十二、捕虜、其他多數の鹵獲品及各軍事施設を夫々破壊し、多大の戦果を收めたり。

十一月六日

- (一) 我が海軍吳山大佐の率ゐる〇〇機は成都北方鳳山飛行場を、宮崎少佐の率ゐる〇〇機は成都西南の温江飛行場を

四日夫々急襲し我を遠撃せんとする敵戰鬥機三十數機と空中戦を爲し、地上機等、三十機を確實に爆撃し、燃料倉庫等を爆破し、全機無事燃々歸還せり。

- (二) 我が快速舟艇隊は安徽省西南部の要衝鳳臺に迫り、壯烈なる敵前渡河を敢行、猛烈なる市街戦の後、四日午後二時完全に之を占領せり。
- 尙長江と漢水に挟まる、三角地帯の敵第五戰區、右翼陣の潰滅を期する我四宮部隊は附近の敵數百を撃滅し二日午後二時要衝峰口を占領せり。
- (三) 中華新中央政權樹立は愈々時の問題となり、汪兆銘派に對する各方面の贊助激勵の聲が、日を趨つて昂りつゝありし處、從來江南一帯に蠢動せし忠義救國軍司令官何行健以下將校十四名連署し、今後汪派を絕對支持し、全兵力を汪派陣營に投ずる旨通電を發せり之が爲一帯に集積遊撃隊、土匪等に大影響を與へ今後是等の轉向の端緒になるものと見らるゝものなり。

十一月六日

- (一) 我が海軍吳山大佐の率ゐる〇〇機は成都北方鳳山飛行場を、宮崎少佐の率ゐる〇〇機は成都西南の温江飛行場を

海外情報

歐洲動亂勃發以來的情勢

スマラン 九月三日英佛首相の對獨宣戰布告演説がスマランに傳へられ、愈第二次歐洲動亂が事實問題化したので、當市の一般空気が俄然緊張して一時は何となく慌しいものが感ぜられた。廣範圍に亘る輸出禁止(但し砂糖は除外されるらしい)綿布及絹製品の在庫申告、輸入制限許可の強化は物價統制等突如前に法令の發布を見、戰前の經濟組織は茲に清算さるゝ如き感がある。この爲に爲替市場に於ても又大きな變化を來し九月一日ロンドン向八、一〇盾一月中旬七、二

五盾に轉落、日本向又四四%に下落、其開スベクレターの介入する等あつて行先き混沌たるものがあつた。

右の事は金融市場にも相當影響して或は金融方面に對しても或種の統制を受けるのではないかと懸念さるゝ節もある。

當市一般商人間に具體的に表れた現象は、

一、歐洲品特にドイツ品の賣價

二、綿製品を主として、その他の輸入品の買値め及賣價

三、金屬製品の賣價

等で、其爲市中に多種の品採れを生じた事、又一般に購買力が付かないのに小賣商店等が品物の買値めを焦り資金の潤涸に苦しんで居ること、個人方面では極度に個人經濟を切詰め貯蓄第一主義を採り萬一に備へ居ること等、いちぢるしく感ぜられる。即ち一面浮立つた氣配があるにも拘らず一般大衆に底力がない爲、消費階級に對する品物の賣行きが益悪く跋行的現現象を示して居り、實際空気の再來は未だ將來のものと思はれる。

華僑資産家方面に於ては自己の財産保

合に汲々たるものがあり現在價値は強調にあるけれど平價切下げ問題其他一般情勢に對し濃厚に不安を感じてゐるものゝ如く地金銀の買だめをなすものも相當ある如く聞いてゐる。斯る情勢の下に動亂勃發以來既に一箇月を経過してゐるので幾分人心の落付を見た感があるが、戰爭擴大か、平和か一寸先は豫斷を許さない状態である。

白、蘭兩君主のメッセージ

に對する回答

フランス

佛蘭西共和國官民は一致して兩君主のメッセージに對し感謝と共に尊敬を拂ふものなりと。佛蘭西官民は動かすべからざる高貴を稱讃するものである、實際の所、佛蘭西國民程平和を愛好し且平和の爲多大の犠牲を拂つて盡す國民はないのである。佛蘭西は正道を踏み尚今日と雖も全國民の間に永久の平和を持ち來さんと凡ゆる努力を惜しまなかつた。二年以來最も真正なる規約を眼中に置かず約束を破り已に歐洲の三國を抑制し破壊した所の腕力、兇暴なる計畫

に斷末を下さん爲に武器を手にしたのである。彼等は尙今日も全國民の保全の脅威となつてゐるのである。恒久の平和はオーストリー・チエッコスロバキヤ・波蘭に課した不正當な腕力の賠償に依り且又將來の政治經濟秩序に對し有効なる保證手段を講じ、凡ゆる國民の自由を尊重する意に於て確立されるものである。人々は法に反する陰謀が今後放逐される事が確實となつた時始めて不安を除去するもので時恰も兩君主の時機到來と御勸告ありしも解決は全く不正義に打勝つてのみ歐洲に平和を齎すもので、合法的平和に關係なき一時の休戦條約は駄目である。今日平和の爲とか或は平和に反對するとか云ふ事は獨逸に關する事で佛蘭西ではない。

イギリス

大英帝國皇帝は白耳表皇帝、和蘭女皇のメッセージに同答され

たジョージ階下曰く
お申込に依る御精神は深甚に感謝するのである。何となれば我々の大希望は絶體的必要でない限り戰爭の一日も續くを

欲しないから平和の爲には合法的根據に立ち常に調査してゐる、御申込の如き名譽ある平和確保の爲には我々が決議した重要な條件は既に明白に示したが我國民は平和の爲に凡ゆる努力をした後に始めて武器をとつたのである。我々が直に戰爭に介入したのは獨逸の波瀾侵入の時であつたが此侵入は隣國に對する獨逸政策の事例に過ぎない。今日我國民の戰つて居る一般の目的は歐洲國民が彼等の獨立を維持する様獨逸の侵略を免れしめ、永久に其恐怖を取除かしむるに在る。萬一貴兩君主が獨逸に申込まれる、時は目的達成の爲、獨逸政府が最も慎重に調査して出て來る機會に申込まれん事を祈るものである。

重慶の情勢

重慶

(一) 確固するに政府最高當局は日本商品密輸入可能の汎ゆる關門に於て嚴重監視をなすこととなつたと、之が爲重慶地防衛司令官劉峙は重慶附近の關門を監視する全責任者を招集し日

本品輸入禁止の訓辭をなした。一方重慶市政府社會福利局も會議を開催し自由支那市場に密輸された全日本品を沒收すること、決定した。又綏遠よりの報道に依れば綏遠に於ても目下天津、北京より平綏線に依り日本品が流入する事を斷然防遏すべく努めて居ると目下政府當局は輸入禁止に關する組織的技術的の制度を研究しつゝあると。

(二) 立憲政體の樹立其の他多數の懸案は目下重慶に開催中の國民黨六中全会の決議を待望されて居る。

會議に上程された事項は未だ判明しないが立憲政體を確立する問題は最近の國民政治會議に於ても採擇されてゐる處から今次の會議に於ても最大の關心を持たれて居る事は間違ない、會議には宋子文、何應欽、王正廷、陳立夫、白崇禧、林森を始め百四十二名の代表が出席して居ると。

尙今回の會議には目下抗戰の爲、第一線に進駐しつゝある有力黨員も多數あり重慶に集合する事を不可能とされて居り従て出席者數の減少も致し方ない。支那

の外交方針は既に確乎たるものがあり、今度の歐洲動亂を特に慎重に検討して重要なる出發をなす事となるであらう。更に本會議は汪兆銘一派の和平運動を打破すると共に抗戰繼續を決定するであらう。

上海の金融界

當地一般財界人は専ら歐洲動亂の發展如何に深甚の關心を寄せてゐる。現在の處動亂の擴大必至と見られるが、過去の狀勢からすれば如何なる怪奇なる外交術が大きく打たれるかも知れぬと云ふ氣懸りもある。従つて事眞に對する見識し等と云ふが如きことは眞に難しい事であり、結局當地財界は歐洲問題に就ては氣迷ひ状態であり、然も神經過敏である。

それと共に又注視されてゐるのは新政權樹立問題である。要は樹立後それがどんなに發展するかといふ點にある。その如何によつて各種の新事態が展開される譯だからこの問題が當地財界人の最大關心事の一つたることは勿論である。

引締るべき時である。即ち秋季農産物の出廻り期で、先づその方面に資金は動員されるし、一方十月末の長期貸借の決済を控へてさへあるのであるから當然金融市場は相當活潑でなくてはならぬ筈である。處が今期はさうでない。兎に角金利は總急激な低落振りである。

錢莊同業公會の利息（錢莊間のコールマネー）は十月二十七日には一千元につき十八仙に引地み、下向きの委をとつてゐる。匯票割引率は十月二十七、八日には一千元につき五十元に低落してゐる。

上海外支人間の金融状態を示す各種標準指數は金融緩漫の様相を示現してゐるが、この金融が引締るべき時期にその逆の現象を呈するに至つた理由は大體左の如く觀察出来る。

が非常に障害を蒙つてゐる結果、この方面の資金需要が激減してゐる。又歐洲動亂勃發と共に歐洲方面からの輸入が減少してゐる爲それだけ輸入商の資金の需要は減退する譯である。

一時上海の物價高は天非知らずの勢ひでそれが爲猶も朽子も物買ひに出動し、資金の需要は活況を呈してゐたが、物資缺乏の上、相場のみなるに終始して實際の取引は寥々たるもので、肝心の歐洲動亂の見透しつかず更に奥地商をも荷動きが充分でなく、且つ爲替高騰の爲最近では思惑手持筋が買留物を賣焦るやうになつて來た結果、資金の需要が激減してゐる。

臺灣總督府臨時情報部

臺北市榮町二丁目十五番地
印刷人 加藤 豊吉
印刷所 小塚本店印刷工場

紀元二千六百年記念ポスター募集

趣 旨

建國二千六百年を迎へんとするに當り我等島民は、八紘一字の精神を中心として我が尊嚴なる國體と宏遠なる肇國の理想、日本文化の發揚に努め、以て東亞新秩序の建設に邁進しなければならぬ。

而して右の趣旨に基き特に臺灣の特殊事情を顧慮せるポスターを廣く一般より募集し以ていよいよ國民的自覺を喚起せんとするものである。

募集規定

- 一、内 容
 - 挿入句 「皇紀二千六百年」
 - 「臺灣總督府國民精神總動員本部」
 - 其の他は自由
- 二、規 格 國定規格B2判（縦三六センチ、横五五センチ）
- 三、用 紙 自由
- 四、色 印刷四度刷以内
- 五、枚 數 一人にて何點應募するも可
- 六、審 査 臺灣總督府國民精神總動員本部
- 七、賞 格
 - 一等一名 金百五十圓
 - 二等一名 金百圓
 - 三等一名 金五十圓
 - 佳作 五名 金十圓宛
- 八、締 切 昭和十四年十二月十五日（郵便局日附に依る）
- 九、審査發表 昭和十五年一月十日島内日刊紙上並臨時情報「部報」に發表
- 十、應募作品 應募作品は一切返還せず
- 版權は國民精神總動員本部に歸屬す
- 臺灣總督府文教局社會課内
- 國民精神總動員本部宛
- 「應募ポスター」と朱書のこと

